

## 沼田市から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入届をしてください。

### 1 転入届に必要なものは・・・

- 転出証明書**(沼田市で発行したもの)  
※ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方で、特例の転出届をした場合は、転出証明書は発行されません。特例の転入手続き時に、暗証番号の入力が必要です。
  - 届出人の本人確認書類**(官公署の発行した顔写真付きのもの:運転免許証など)
  - マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード**  
(お持ちの方のみ。転入者全員分のカードと暗証番号が必要です)
  - 在留カードまたは特別永住者証明書 (外国人の方)**
  - 届出人の印鑑**
  - 同世帯でない代理人が手続きをする場合は、転入する方が書いた委任状**
- そのほか詳しいことは、転入先の市区町村にお尋ねください。

### 2 届出期間を過ぎてしまうと・・・

- 届出期間を過ぎてしまった場合は、お早めに転入手続きをしてください。
- 正当な理由がなく14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがあります。
- マイナンバーカード等による特例転入の場合、**転出手続き情報が無効となり、沼田市の転出証明書が必要になる場合があります。** 必ず14日以内に転入届をしてください。

### 3 転出届の内容に変更などがあった場合は・・・

#### 《転出予定日や、新住所地が変更になった場合》

転出証明書はそのまま使用できます。変更後の市区町村で、変更になったことをお知らせください。

#### 《転出証明書を紛失した場合》

本人確認書類を持参して、沼田市役所市民課で再交付の申請をしてください。

#### 《予定していた転出が取りやめになった場合》

沼田市役所市民課で、転出取消の手続きをしてください。

持参するもの  転出証明書  マイナンバーカード(お持ちの方)  本人確認書類等  
印鑑登録は、転出届出時に廃止されていますので、必要な場合は新たに登録してください。

### 4 国外へ転出する場合は・・・

- 転出証明書は発行されません。
- 国外へ転出した方が、帰国して転入手続きをするには、次の書類が必要になります。
  - パスポート(自動ゲートをご利用の場合は、帰国日がわかる資料)
  - 戸籍全部(個人)事項証明  戸籍の附票(戸籍と附票は沼田市が本籍の方は不要)
  - マイナンバーカード(転出時に返却処理をした方)
  - 在留カードまたは特別永住者証明書など(外国人住民の方)

### 5 転出予定日前日までは・・・

- 沼田市の住民票の写しや印鑑登録証明書が必要な場合は、取得することができます。  
申請時には、本人確認書類および転出証明書等を持参してください。

### 6 うら面に、その他の手続きについて記載してありますので、ご確認ください。

問い合わせ先

沼田市役所 市民課 (沼田市下之町888番地)	0278-23-2111(代表)
白沢支所 生活係 (沼田市白沢町平出135番地1)	0278-53-2111(代表)
利根支所 生活係 (沼田市利根町追貝37番地)	0278-56-2111(代表)

内 容	沼田市での手続き	新住所地での手続き
個人番号カード 住民基本台帳カード 【市民課市民窓口係】	沼田市での手続きは必要ありません。 署名用電子証明書は失効します。	転入時にカードを持参し、継続利用の手続きをしてください。暗証番号を入力します。
印 鑑 登 録 【市民課市民窓口係】	印鑑登録証を返却してください。 転出(予定)日をもって廃止されます。	必要な方は印鑑登録の申請をしてください。手続きは各市区町村で異なります。
児 童 手 当 【子ども課子育て支援係】	消滅届を提出してください。沼田市での支給は転出予定日の属する月分までです。	転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。
	・単身赴任等で受給者のみ転出する場合は、消滅届提出後、子どもの住民票(世帯全員の省略のないもの)をお取りください。 ・子どものみが転出する場合は、子ども課で手続きをしてください。	子どもの住民票を添えて転出先で児童手当の申請手続きをしてください。  手続きはありません。
児 童 扶 養 手 当 【子ども課子育て支援係】	児童扶養手当証書と印鑑をお持ちの上、子ども課で手続きをしてください。	児童扶養手当証書を添えて、新たに申請をしてください。
幼 稚 園 ・ 保 育 園 認 定 こ ど も 園 【子ども課保育係】	支給認定証と印鑑をお持ちの上、子ども課で手続きをしてください。	転入先の市区町村へお問い合わせください。
小 ・ 中 学 校 【学校教育課学校教育係】	学校から「在学証明書」、「教科書給与証明書」を受け取ってください。	学校で受け取った「在学証明書」等を、転入手続時に持参してください。
国 民 年 金 【国保年金課医療年金係】	沼田市での手続きは必要ありません。	転入手続時に年金手帳・年金証書を持参してください。
国 民 健 康 保 険 【国保年金課国保係】	・保険証をお持ちください。	新たに加入の手続きをしてください。
	・転出先が住所地特例対象施設の方は、国保年金課国保係にて手続きが必要です。	手続きはありません。
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 【国保年金課医療年金係】	・保険証をお持ちください。	転入時に手続きをしてください。
	・転出先が群馬県外の住所地特例対象施設の方は、手続きが必要です。	手続きはありません。
介 護 保 険 【介護高齢課介護保険係】	・要介護・要支援認定を受けている方は、「介護保険被保険者証」をお持ちの上、介護高齢で「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。	沼田市で受け取った「介護保険受給資格証明書」を添えて、要介護認定申請をしてください。
	・転出先が住所地特例対象施設の方は、引き続き沼田市の介護保険に加入します。	手続きはありません。
	・上記以外の方は介護保険証をご返却ください。	新住所地で手続きしてください。
特別児童扶養手当 障害児福祉手当 心身障害者福祉手当 【社会福祉課障害福祉係】	社会福祉課で手続きが必要です。 事前にご連絡をお願いします。 【社会福祉課障害福祉係（内線 3108）】	転入先の市区町村へお問い合わせください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保険福祉手帳 【社会福祉課障害福祉係】	沼田市での手続きは必要ありません。	転入先の市区町村へお問い合わせください。
原 付 自 転 車 (125cc以下) 【収納課納税係】	標識交付証明書又は自賠責保険証、ナンバープレート、印鑑を持参し、手続きをしてください。「廃車申告書及び標識返納書」を交付します。	沼田市で受け取った「廃車申告書及び標識返納書」、印鑑等を持参し、手続きしてください。
固 定 資 産 【課税課資産税係】	市内に土地や家屋を所有している方で、納税通知書の送り先に指定のある方はご相談ください。	手続きはありません。
水 道 下 水 道 【上下水道課管理係】	水道「閉栓」と下水道使用料の手続きがあります。【連絡先 水道会館内 0278-24-8811】 白沢町・利根町の簡易水道は各支所へ、その他簡易水道は、各簡易水道組合にご連絡ください。	転入先の市区町村へお問い合わせください。